

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和 6 年度第 6 回さいたま市建築審査会
2 会議の開催日時	令和 7 年 1 月 1 7 日（金曜日） 1 4 時 3 0 分 から 1 6 時 0 0 分まで
3 会議の開催場所	第 7 委員会室
4 出席者名	馬橋隆紀会長、白石加代子委員、吉沢浩之委員、白石明委員、伊藤史子委員、篠原厚子委員、遠藤博久委員（7 名）
5 欠席者名	
6 議題及び公開又は非公開の別	別紙による
7 非公開の理由	さいたま市建築審査会運営規程第 5 条第 1 号に該当するため
8 傍聴者の数	0 人
9 審議した内容	別紙による
10 問合せ先	建設局 建築部 建築総務課 管理係 電話番号 0 4 8 - 8 2 9 - 1 5 3 8
11 その他	さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱第 8 条第 2 項ただし書の規定により、議事概要を公表します

1 議題

(1) 第 2 1 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可申請に対する同意

(2) 第 2 2 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可申請に対する同意

(3) 第 2 3 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可の報告

2 審議の結果

第 2 1 号議案、第 2 2 号議案 同 意

第 2 3 号議案 了 承

3 公開・非公開の別

非公開 : 第 2 1 号議案から第 2 3 号議案

(さいたま市建築審査会運営規程第 5 条第 1 号に該当するため)

以 上

建築審査会要旨

会 議 名	令和6年度第6回さいたま市建築審査会
開催日時	令和7年1月17日（金） 14：30～16：00
開催場所	第7委員会室
出席委員	馬 橋 隆 紀
	白 石 加 代 子
	吉 沢 浩 之
	白 石 明
	伊 藤 史 子
	篠 原 厚 子
	遠 藤 博 久

1 案 件

(1) 第 2 1 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可申請に対する同意

(2) 第 2 2 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可申請に対する同意

(3) 第 2 3 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可の報告

2 公開・非公開の別

非公開 : 第 2 1 号議案から第 2 3 号議案

(さいたま市建築審査会運営規程第 5 条第 1 号に該当するため)

3 傍聴人の数

0 人

4 議事録の署名について

・白石加代子委員及び遠藤委員に決定

(次項あり)

5 審議内容

(1) 第21号議案

- 建築審査会 周辺で最近建築されている建築物の接道はどこか。
- 特定行政庁 北側の位置指定道路となります。その他の建築物については、過去に結んだ協定通路での接道となり、許可を取っております。今回新たに結ばれた協定通路については、承諾をしていない所有者がいます。
- 建築審査会 過去に締結された協定通路について、今回承諾をしていない所有者は承諾をしていたのか。
- 特定行政庁 過去に結んだ協定通路については承諾をされているが、今回のものについては承諾がなされていません。
- 建築審査会 新たに結ばれた整備計画について、現況図と整備計画図の形態が同じであるが、現地は既に空間が確保されているということか。また、北側の位置指定道路で接道をしている建築物については、路地状敷地の接道幅は足りているのか。
- 特定行政庁 現状既に4メートル空間は確保されており、整備計画の中ではその空間を維持することを取り決めています。また、北側の位置指定道路で接道をしている建築物については、路地状敷地で幅員2メートル以上の確保ができております。
- 建築審査会 新旧の整備計画において、7名の共有となっている土地の所有者については全く同じ構成ということでよいか。
- 特定行政庁 そうなります。
- 建築審査会 今回の事案については、全員合意がなされていないため、包括同意とならなかったものか。

特定行政庁 そうなります。

建築審査会 調整会議報告書の備考で、「承諾が得られていない所有者に対して、整備計画に承諾するよう今後も引き続き交渉を行うこと。」とあるが今後も交渉がされるということか。

特定行政庁 再建築時等に交渉し承諾を求めることが引き継がれるものとなります。

(同意)

(2) 第22号議案

建築審査会 過去の許可案件について個別と包括の別はどうなっているのか。

特定行政庁 北側の平成23年に許可をしているものについては個別案件となり、南側については真ん中の平成25年に許可をしているものが個別案件となります。その両側の建築物については包括同意のものとなります。平成25年に許可したものについては、当時包括同意の延長の基準が20メートルであり、それを超えていたため、建築審査会に個別で附議し許可をしたものとなります。

(同意)

(3) 第23号議案

建築審査会 協定通路に越境物がある物件については、何が越境しているのか。

特定行政庁 建物とコンクリートブロック塀が越境しています。

(了承)

以上